

一般社団法人日本車いすテニス協会

利益相反管理規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本車いすテニス協会（以下、「当協会」という。）の運営及び事業の実施にあたり、不当な利益相反行為を防止するために必要な事項を定め、当協会の職務が公正に行われることを担保することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において「役員等」とは次に掲げる者をいう。

- (1) 当協会の役員（当協会の理事および監事をいう。以下同じ）
- (2) 当協会の名称を標榜して活動する登録選手および登録指導者
- (4) 当協会の職員
- (5) 上記各号に定める者の4親等以内の親族

2 本規程において「利益相反行為」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 役員等が自己又は第三者のためにする当協会の事業の部類に属する取引
- (2) 役員等が自己又は第三者のために当協会と直接行う取引
- (3) 当協会が役員等の債務を保証すること、その他役員等以外の者との間において当協会と当該役員等との利益が相反する取引
- (4) 前三号に掲げるほか、当協会における役員等としての地位と、当該役員等が得る利益との間に社会通念上の関連性があり、当該役員等と当協会の利益が相反することによって、当協会に経済的損失を与え、または当協会の社会的信頼を害する危険のある行為

(利益相反行為の原則禁止)

第3条 役員等は、利益相反行為を行ってはならない。

(自己申告)

第4条 役員等は、自己が利益相反行為を行おうとし、また自己の行う行為が利益相反行為に該当するおそれがあると思料するときは、当該行為について、商品又は役務の内容、対価の多寡、条件等の主要な事項について、理事会に報告しなければならない

- 2 前項に定める自己申告は、理事会に対して書面を提出し、または電磁的記録を送信する方法で行う

(利益相反行為が許される場合)

第5条 第3条の規定にかかわらず、役員等は、自己の行おうとする利益相反行為について理事会の承認を受けた場合には、当該利益相反行為を行うことができる

- 2 役員等が前項の承認を受けようとするときは、当該行為につき第4条第1項に定める事実を開示し、当協会に対する経済的損失および社会的信頼が害される程度について

て、説明を行わなければならない、説明は書面を提出し、または電磁的記録を送信する方法で行う

- 3 利益相反行為を行おうとする役員等が理事である場合、第一項の承認を決する理事会において、当該議題につき議決権を有しない
- 4 理事会は、第一項の承認をした理事会については、当該利益相反行為についての重要な事実の開示内容、取引の公正性を示す証拠の有無および内容、議論の経過、承認の理由・合理性、その他議論において重要な事項を記載した議事録を作成するものとする

(報告義務)

第6条 役員等が前条の規定に基づき利益相反行為を承認された場合、当該役員等は、理事会の求めに応じ、当該利益相反行為の経過を理事会に報告しなければならない

- 2 前項に定めるほか、前条の規定に基づき利益相反行為を承認された役員等は、理事会が求めたときは、当該利益相反行為の経過を理事会に報告しなければならない
- 3 前二項に定めるほか、当該利益相反行為に関し、前条第二項に基づき開示された事実以外の重要な事実が判明したときには、当該役員等は、当該重要な事実を、速やかに理事会に報告しなければならない
- 4 前三項に定める事項の報告は、理事会に対して書面を提出し、または電磁的記録を送信する方法で行う
- 5 3項に定める事実により、理事会が、当該利益相反行為を承認すべきでないと認めるときは、当該利益相反行為を停止、解除その他の適切性を確保するための措置を講ずるものとし、当該措置によっても、重大な不利益が当協会に生じる場合には、理事会は、当該役員等に対し、取引を解除すべきことを求めることができる

(守秘義務等)

第7条 当協会の役員は、本規程に基づいて役員等から自己申告、開示、または報告された利益相反行為の内容、経過、これらに関する重要な事実について、正当な理由なく、役員または利益相反行為の適切性を判断するための知見を有する専門家で、当協会に対し守秘義務を負っている者以外の第三者に漏らしてはならない

(改廃)

第8条 本規程の改廃は理事会の決議を経て行う

附則

- (1) 本規程は、令和3年10月29日から施行する